

福山市無電柱化推進計画

2023 年(令和 5 年)3 月改定

福山市

— 目 次 —

はじめに	1
1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	2
2 無電柱化推進計画の期間	3
3 無電柱化の推進に関する目標	3
4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	4
5 施策を総合的, 計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	5

はじめに

無電柱化は、1985年（昭和60年）に計画された第1期電線類地中化計画により、災害の防止、安全で快適な通行空間の確保、景観の向上等の観点からその整備が進められているが、近年の激甚化・頻発化する災害による電柱の倒壊対策や、歩行者優先の通行空間整備、観光需要の増加による景観への配慮等により、その必要性・重要性が増している。

このような現状を踏まえ、2016年（平成28年）12月、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、推進計画の策定等について定めた「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）が施行され、2018年（平成30年）4月には、無電柱化法第7条に基づき、国が「無電柱化推進計画」を策定した。また、無電柱化法第8条の2では、「市町村は国及び都道府県が策定した無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

そこで本市では、無電柱化法に基づき、福山市管理の道路における無電柱化の基本的な方針、計画、施策等について定めた福山市無電柱化推進計画を2021年（令和3年）3月に策定している。

今回の改定では、計画の期間について、現在の事業進捗や周辺の整備状況を踏まえ変更するものである。

1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 福山市における無電柱化の現状

福山市における無電柱化は、昭和 60 年代から道路占用者をはじめ関係者の協力により J R 福山駅南側エリアを中心に整備を行ってきた。2021 年（令和 3 年）3 月末時点で市管理道路では約 7km で無電柱化が完了しており、その他市内の国道及び県道においても整備が行われている。

表 福山市無電柱化整備状況

国の計画		路線名	起点	終点	地中化方式 (※)	道路延長 (km)	整備延長 (km)
計画期	期間						
第1期	S61~H2	福山駅箕沖幹線	霞町一丁目1番	霞町一丁目182番	単独地中化	0.35	0.70
		元町御船線	元町132番	元町153番	単独地中化	0.20	0.40
第2期	H3~H6	西町東桜町幹線	東桜町127番	東桜町19番	電線共同溝	0.41	0.82
第3期	H7~H10	福山駅西町線	西町一丁目25番	東桜町1番	自治体管路	0.60	1.20
		三吉入船幹線	入船町三丁目50番	入船町三丁目51番	電線共同溝	0.40	0.80
		福山駅南手城幹線	入船町三丁目60番	入船町三丁目51番	電線共同溝	0.26	0.26
		福山駅箕沖幹線	霞町一丁目182番	光南町二丁目51番	電線共同溝	0.50	1.00
		元町延広1号線・霞1号線	延広町19番	霞町一丁目157番	電線共同溝	0.28	0.28
第4期	H11~H15	福山駅南手城幹線	宝町65番	御船町二丁目84番	電線共同溝	0.53	1.00
第5期	H16~H20						
第6期	H21~H29	元町2号線	元町101番	元町169番	電線共同溝	0.29	0.59
第7期	H30~R2						
合計						3.82	7.05

(※) 地中化方式

- ・電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。

- ・自治体管路方式

管路整備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

- ・要請者負担方式

要請者が整備する方式。

- ・単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

2) 今後の無電柱化の取組

災害の防止，安全かつ円滑な交通の確保，良好な景観の形成等の観点から，無電柱化を推進していく必要がある。市民と関係者の理解，協力を得て，無電柱化により魅力あふれる美しいまちなみをつくり，安全・安心な暮らしを確保する。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化を推進する道路は，次の目的に該当する市管理道路とし，沿線住民や電線管理者など関係者の協力が得られた範囲から実施に向けた検討を行うものとする。

①防災・減災・国土強靱化

緊急輸送道路や重要物流道路などの物流ネットワークに寄与する道路や，災害拠点施設への避難路

②安全・円滑な交通確保

高齢者，障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路などバリアフリー化が必要な道路や，安全で快適な歩行空間の確保が必要な道路

③景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域，その他観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路

2 無電柱化推進計画の期間

福山市における無電柱化推進計画の期間は，2021年度（令和3年度）から2024年度（令和6年度）までの4年間とする。なお，2025年度（令和7年度）以降については，福山市の実情やニーズを踏まえて計画を策定する。

3 無電柱化の推進に関する目標

福山市における無電柱化の推進に関する目標は，次表のとおりとし，計画期間内での整備完了を目指す。

表 無電柱化整備計画箇所

路線名	整備箇所	整備延長(km)
市道 西町若松線	丸之内一丁目 22 番～丸之内一丁目 26 番	0.14

4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化の整備手法

無電柱化は、一般的な整備手法である電線共同溝方式により実施することを基本とする。

なお、浅層埋設や小型ボックス活用など低コスト手法の導入について、電線管理者と協議しながら検討を進め、コスト縮減に取り組む。

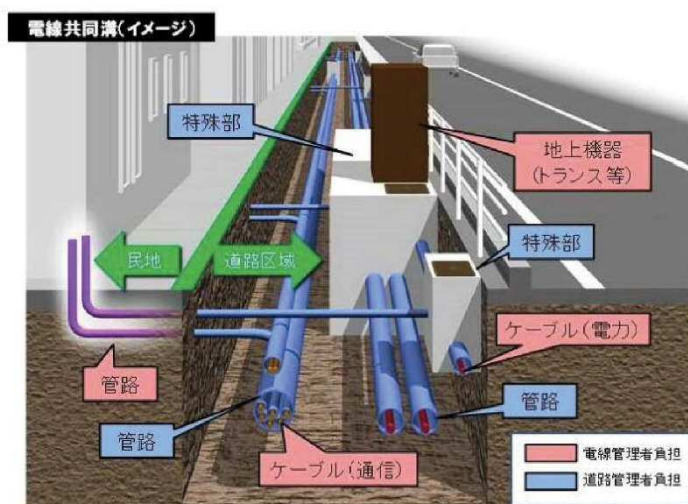


図 電線共同溝イメージ (出典：国土交通省ホームページ)

2) 新設電柱の占用禁止又は制限

道路法第 37 条に基づき、無電柱化の対象道路について、新設電柱の占用禁止又は制限を行う措置を検討する。

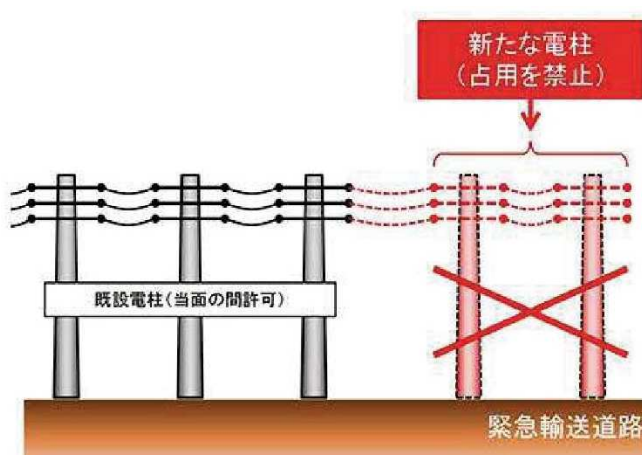


図 新設電柱の占用制限イメージ (出典：国土交通省ホームページ)

3) 関係者間の連携強化

①中国地区電線類地中化協議会との連携

中国地区電線類地中化協議会広島支部を活用し、無電柱化の計画について電線管理者等と合意に向けた調整を行う。

②道路占用調整会議との連携

福山市の道路占用調整会議を活用し、水道やガス等の地下埋設物の工事が実施される場合は、無電柱化の支障とならないよう調整を行う。

③地元協議会の設置

地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じて土木常設員や地元関係者の協力を得て協議会を設置し、無電柱化への協力を求める。

④他事業との連携

無電柱化を実施するに当たり、道路改良事業、街路事業又は交通安全事業などの他事業と連携して計画的に取り組むよう努める。

5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、協力が得られるよう、無電柱化の実施状況や効果等について、福山市ホームページ等を活用して広報・啓発活動を行う。

2) 無電柱化情報の共有

国や電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、情報共有を図る。